

## 第24回 国立公文書館分科会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日時：平成21年2月23日(月) 16:10～17:15
2. 場所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：御厨分科会長、大隈委員、小町谷委員、野口委員、外園委員
4. 議事次第

- (1) 分科会長の互選等について

- ①新委員の紹介
- ②分科会長の互選
- ③分科会長代理の指名

- (2) 平成20年度の業務実績評価について

- ①評価基準(案)
- ②項目別評価表(案)
- ③総合評価表(案)

- (3) 中期目標期間終了時の組織、業務全般の見直しのための取組について

- (4) 今後の予定について

5. 議事

○市川政策評価広報課長 それでは、ただ今から第24回「国立公文書館分科会」を開催させていただきます。

本日の分科会は定足数を満たしておりますので、議事に入らせていただきます。

外園分科会長の任期が2月14日で満了いたしましたので、新たに分科会長が互選されますまでの間、事務局において、議事を進めさせていただきます。

まず、最初に委員御紹介でございます。

当分科会の外園委員、加藤委員におかれては、去る2月14日付をもちまして、任期が満了いたしました。

このうち、外園委員には、引き続き御就任いただけることになりましたので、御報告いたしますとともに、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

また、加藤委員は御退任されて、新たに中央大学法学部准教授で、昨年の11月に最終報告がとりまとめられました公文書管理の在り方等に関する有識者会議の委員でもいらっしゃいました、野口貴公美委員に御就任いただきましたので、御紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

○野口委員 どうぞ、よろしくお願いいたします。

○市川政策評価広報課長 それでは、議題1の評価委員会令第5条第3項の規定に基づき、分科会長の互選をお願いしたいと存じますが、御推薦の方をお願いいたします。

○外園委員 私、長い間分科会長を務めさせていただきました。それで、去年の夏に病気になりまして、

この1月にその病気が再発し、今日も病院に急に行くこととなり、遅く来て済みません。それで、委員をどうしようかと思ったんですが、今までのつながりもあるので、委員だけ続けさせていただいて、分科会長の職というのは、これが重職なのかどうなのかわかりませんが、やはり決められた日時にでなければいけないという会議が年に何回かありまして、ちょっと私はできない。

それで、個人的に、また皆さんにお諮りしていないんですけども、御厨委員も超多忙で、御存じのようにお忙しい先生でございますけれども、ここは伏してお願いする以外、野口委員も今度なられたばかりですし、互選といっても非常に失礼ですけども、それなりの見識というか、内容を理解されている。勿論、大隈委員も小町谷委員もお願いしたいんですけども、年期からいうと、御厨委員が長いので、ここは御厨先生に伏してお願いし、分科会長を押し付けるといえるのかな、とにかく御厨先生が受けてくれないと、この分科会は成り立たないと、私もこういう歩行もままならないような状況ですので、是非御厨先生にお願いしたいんですけども、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○外園委員 では、御厨先生、済みませんが。

○市川政策評価広報課長 どうもありがとうございました。分科会長に御厨委員が選任されました。

では、御厨分科会長には、分科会長の席へ、隣でございますけれども、御移動いただきまして、議事進行をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

(御厨委員、分科会長席へ移動)

○御厨分科会長 私で十分に務まるかどうかわかりませんが、随分、もう何年かやってきましたので、多少経験値はあるということで、皆様のお助けをいただきながら、務めさせていただきたいと思います。

それでは、分科会長として最初の仕事は、分科会長代理の指名でございます。評価委員会令第5条第5項に基づき、分科会長はあらかじめ分科会長代理を指名することになっております。私としては分科会長代理には大隈委員にお願いしたいと存じておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大隈委員 それでは、微力でございますけれども、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○御厨分科会長 ありがとうございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、大隈委員には、こちらの分科会長代理の席へ御移動いただけると幸いです。

(大隈委員、分科会長代理席へ移動)

○御厨分科会長 それでは、議題の2番目、平成20年度の業務の実績評価についてお諮りをいたします。

まず、資料2として配付しております評価基準案についてお諮りをいたします。これはどうでしょうか。毎年この時期にこういうものが出るわけでございますが、評価基準については、特に御異論ございましょうか。改正する必要はないと、こちらとしては判断しますが、よろしゅうございましょうか。

○外園委員 昨年の夏に話題になりました、A+というのは、どこに書いているんですかね。

○御厨分科会長 これは事務局とも打ち合わせたんですが、A+の評価を入れるかどうかということについては、7月の段階で実際に評価に入ったところで決めようということで、抽象的には決めないという感じでございます。

○外園委員 これではいけないわけですね。

○御厨分科会長 はい。

○外園委員 わかりました。

○御厨分科会長 どうぞ。

○市川政策評価広報課長 2ページ目の第1段落の下の方に、3つ目ポツで、委員の協議により、特に優れた業務実績を上げていると判断された場合には、上記①及び②に規定する分に加え、「A+」と評価できる。

○御厨分科会長 わかりました。ここに入っているということですね。ありがとうございます。

では、よろしゅうございますか。ありがとうございました。評価基準につきましてはお手元の資料のとおりにさせていただきます。

次は、項目別評価表案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

なお、併せて総務省の政独委から出されました年度評価の2次意見等についても説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○市川政策評価広報課長 それでは、早口で説明させていただきます。資料8をご覧くださいと思います。縦長の紙でございます。

これは、今後、平成20年度の業務評価を行っていただくわけでございますけれども、その前に昨年行っていた平成19年度の実績評価に対して、総務省の通称政独委、正式には政策評価独立行政法人評価委員会、ここから意見が寄せられておりますので紹介させていただきます。

具体的な意見は1枚めくっていただいて3ページ目からでございます。

まず、内閣府の4つの所管法人共通の意見なんです、第1は評価の基準の明確化等ということでございまして、具体的には3ページの下の方に、i、ii、iiiとありますけれども、同一の評価事項であっても、法人によって評価単位が詳細なもの、概括的なものが混在している。

それから、複数の業務を合わせて評定する場合において、各業務のウェートの付け方が不統一である。

評定に際して、目標の達成(進捗)が法人の努力によるものか、外的要因によるものかがあいまいである。

4ページ目に移りまして、評定記号の意味する評語として「おおむね」等の多義的な用語が使われているが、その意味が不明確である。こんな指摘がありました。

保有資産の関係でございますが、これは、公文書館と大きくは関係しませんので省略させていただきます。

官民競争入札、これも余り関係ないと思われるので省略させていただきます。

5ページ、コンプライアンス体制でございますけれども、これも後ろの方で他の法人に対してあるんですけれども、国立公文書館に対してはございませんので、省略させていただきます。

5ページの下半分、給与水準及び総人件費改革で、「1」の国家公務員と比べて給与水準の高い法人についてという規定がございますけれども、公文書館は該当しませんので省略させていただきます。

2の国の財政支出の大きい法人、となりますと、公文書館が当てはまるんですが、特に指摘としては5

ページの下にありますけれども、国家公務員と比べて特に給与水準が高い場合にはということで、このところは関係ございません。

6ページ、第2パラグラフで、総人件費改革、最後の3行目にありますけれども、5年間で、5%以上の削減を確実に達成するための展望を明らかにした上で、法人の取組みを促す評価を行うことが必要であるというような意見が出ております。

以上が、内閣府4法人に共通の意見でございますが、個別意見は公文書館についてはございません。国民生活センター、北方領土問題対策協会、沖縄の方はあるんですが、公文書館はございませんでした。これが資料8でございます。

次に資料9でございますが、特に今回契約の適正化に係るものについて、表題にございますように、特に意見が寄せられております。この意見は、各省庁、どの省庁にも、通知が送られたようなんですが、内容はそれぞれ異なっております。公文書館については具体的には4ページ目にございます。

4ページの下の方でございますが、随意契約要件として「業務運営上必要がある場合」と具体的に定められていない条項がある。

2番目のポツで、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとしている。

予定価格の作成の省略に関する取り扱いのうち金額に係る基準(200万円以下)を国の金額基準(100万円以下)より高く設定している。あとは、公文書館についてはございません。

公文書館におかれては、以上のような意見に対応してどうするかという御検討をいただいて、分科会での評価においては、更に厳格に評価をしていただければと思います。

以上が政独委に関する評価なんですが、資料10をご覧くださいますと、これは総務省の方の報道資料でございます。これは、全省庁共通の報道資料でございますが、最初に全体的事項があって、4ページ以降に代表的な意見の具体例ということで、個別の独法を掲げていろいろ指摘を紹介しているんですが、内閣府所管の法人は載っておりませんので、説明は省略させていただきます。これが資料10でございます。

資料11、A4の1枚紙でございますけれども、これが、19年度業務実績評価の際に、内閣府の評価委員会から公文書館に対して指摘された事項で、左側が指摘事項で5つばかり挙げております。

今後、公文書館の方で、右側の方を埋めていただいて、夏の分科会でこの評価を行っていただくための資料とする予定でございます。

また、資料を前の方に戻っていただきまして、資料3でございます。これは、夏に具体的に国立公文書館の20年度の業務実績に関する項目別評価を行っていただくためのフォーマットの案でございます。

一番左側が、17年度から21年度までの中期計画の各項目でございます。評価項目というのは、20年度計画でございますけれども、20年度分の業務計画、この2つはもうできているということでございます。

右側の指標として、評価の際に何をを使うか、それから、評価基準をどうするかというのが今回お決めいただくものでございまして、決めていただいたものに基づきまして、更に右側の実績(記載事項)とありますけれども、こちらの方に6月末までに公文書館の方で実績を埋めていきまして、あと、自己評価とい

うところまで、一応、公文書館の方で6月末までに埋めます。更に、夏に右以降の分科会の評価、指標、項目、評価理由。これを評価して埋めていただくというものでございまして、今日は特にこのフォーマットといえますか、指標、それから評価基準を特にどうするかということをお決めいただければと思うんですが、具体的には資料4の方がわかりやすいかと思っています。

右側に19年度との比較というのがございまして、一番右側の方に19年度計画でどういうふうな指標を使っていたかということを書き込んでおりますので、この資料に基づきまして説明させていただきます。

かなり長いので早目に説明させていただきます。まず、評価項目の上の方に、左側から2番目の業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置ということで、一番左側の中期計画のところを見ていただきますと、経費総額について中期目標の最終年度(平成21年度)に前期中期目標の最終年度に対比7%以上削減する。

下の段落にいきまして、真ん中辺から、目録データ入力業務、システムの補修、設備の維持管理などの外部委託費、修繕などにかかる経費については一番下にありますけれども、毎事業年度において、対前年度2%以上の削減を図るということになっておりますので、真ん中にありますけれども、指標としてはパートタイマーによる目録作成の進捗状況ですとか、それから一般競争入札の拡大の状況ですとか、それから前年度2%以上の外部委託等の削減状況、こういったものを挙げてございます。

1ページの一番下の方でございまして、一番左側、中期計画の一番下にありますけれども、業務・システム最適化計画をできるだけ早期に策定する。これはもう済んでおりまして、それ以降はフォローアップということでございまして、指標としては、進捗状況というものを掲げてございます。

2ページ、中期計画の各項目のところ、2行目以降にありますけれども、平成18年度以降、5年間で、平成17年度末に対して5%以上の人員削減を行うこととするというのが1点と、常勤職員1名の削減を行うということがありますけれども、これは来年度の予定でございまして、今年関係してきますのは、俸給水準の引き下げ、これが関係してくるんですが、これにつきまして指標としては役職員給与の見直しの状況というものを掲げてございます。

次は、国民に対して提供するサービスに対する体制整備の検討というのが評価項目でございまして、左から2番目の評価項目の(1)体制整備の検討を見ますと、野口先生にも御参加いただきました懇談会の報告書を踏まえて必要な体制整備を図ることを検討する。これは後ほどまた、福井管理室長から法案の状況を説明させていただきますけれども、6月の時点では体制整備の検討状況というものを指標として挙げております。

(2)歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置。まず、受入れのための適切な措置なんですが、指標のところ、2つありますけれども、公文書等の把握・精査の状況ですとか、移管基準、移管手続改善の検討状況、これは昨年と同じものでございまして、新規としまして評価項目の(2)の①のiの「また」以下にありますけれども、関係省庁連絡会議に対応した検討を行うということで、その検討状況及び決定事項への実施状況、これが指標としてございます。

一番下に移りまして、引き続き執行機関との移管に関する協議の状況というものを指標として挙げてございます。

3ページに移りまして、評価項目、iiiでございまして、パンフレットの作成、配布、それから説明

会ですとか、研修・施設見学会でございますけれども、これらについては実施状況をそれぞれ指標として挙げております。

ivでございますけれども、平成 19 年度公文書等移管計画に従って受入れを行うということでございまして、その受入れの状況と、評価基準のところを見ていただきますと、何%以上受入れたかということで100%以上だったらA、75%以上 100%未満だったらB、25%以上 75%未満だったらC、それ以外だとDというような案でございます。

それからvで移管された公文書等の公開に関し、一番下に結論が書いてあるんですが、平成20年度は、時の経過を踏まえた個人情報等の公開基準の見直しについて早急に結論を得るべく検討に努めるということで、この指標としては検討状況。

次の左から2番目の下から2つ目の②、保存のための適切な措置としましては、指標としましては受入れた歴史公文書等の劣化要因の除去の状況、専用書庫の管理状況、それから保存対策方針に基づく修復等の状況、こういったものを指標としてございます。

4ページ、評価項目でございまして、閲覧に供し得ない状態にある等緊急に措置を講ずる必要があるものについては、修復の状況を指標として挙げております。

ivで少量脱酸技術等の科学的技術を取り入れた修復について作業計画を立てて、年 1,000 枚を計画的に実施するというので、その状況。それから、1,000 枚の修復状況が指標としてございます。

v、マイクロフィルムについて変換状況というのが指標。

それから、巻き戻し、汚れ等の除去というのがviでございまして、これも処理状況。

内閣府の懇談会の報告書を踏まえて、電子媒体の公文書等の効率的な管理・保存というのが下から3つ目ぐらいにあるんですけども、その検証の状況。

③で一般の利用に供するための適切な措置でございまして、iにありますけれども、目録を作成し、一番下の2行にありますけれども、当該歴史公文書等の受入れから11か月を目標に一般の利用に供するというので、それぞれの状況。

4ページ一番下にありますけれども、非公開文書群の見直しということで挙げております。その見直し等の状況。

5ページ、国民への周知関係なんですが、イが展示会等をあらゆる広報手段ということで、その状況が指標。

それから、利用統計等の分析ということで、その動向とか情報収集の状況というのが指標。

ハが館のホームページということでございまして、ホームページによる最新情報の提供状況。

国または地方公共団体、各団体とのリンクについてその状況。

ニに移りまして、マイクロフィルムへの媒介返還等を計画的に行う、その状況が指標でございます。

一番下でございまして、常設展、特別展等を年3回程度実施する。それから有償化の可能性について専門家の意見を聞いて検討して結論を得る。あと、分館においても常設展・特別展を実施するというので、その実施の状況を指標として挙げてございます。

6ページ、評価項目左から2番目につきまして、他の機関からの貸し出し要請の対応なんですが、一番下にありますけれども、申請書類整備後30日以内にするという目標があるんですが、これについて

その状況というのが指標。

次が、要審査文書、vですが、公開されている歴史公文書等のうち、一部非公開情報が含まれている薄冊というのがそうなのですが、この閲覧申し込みについての対応なのですが、まず、イで、申し込みがあってから30日以内ということがまず第1番目で、この状況。それができないときは30日を限度として延長して、理由及び期間を閲覧者に連絡する。その状況。

更に著しく大量な場合に、60日以内に審査する。その状況。

更にそれでできなかった場合についても、また、その状況というのが、指標としてございます。

7ページ、④デジタルアーカイブ化の推進ということでございます。iでございまして、画像についてマイクロフィルム、デジタル化の進捗状況がその指標。

大判ですとか、重要文化財等に対して、ポジフィルムのデジタル化の進捗状況。それからインターネットでの公開状況。

iiiで既存目録の検索手段の充実及び見直し、その状況。

ivで標準仕様書等に基づき、パイロットシステムを構築するというので、その状況。

一番下にございますけれども、館及び国の機関、それから地方公共団体の職員を対象とした研修を行うということで、一番下の2行ぐらいにありますけれども、年間延べ研修日数が30日、延べ受講者は100人程度とすることで、それぞれの状況が指標として掲げてございます。

8ページ、保存利用機関等の職員を対象とした研修でございまして、基本的な事項の習得、2番目のポツでは専門職員として必要な専門的知識の習得。

3番目のポツで、特定のテーマに関する共同研究等ということでございまして、進捗状況。

ロの国の文書管理担当者等を対象とした研修でございまして、その状況。

iiに移りまして、研修の強化方策でございまして、イとしまして、公文書館専門職員養成課程について、カリキュラム内容等の充実を図る。その状況。

ロの方は、それ以外の研修については、さらなる検討を行って21年度以降業務に反映させるということで、その状況。

それから情報の提供、意見交換ですが、イがございまして、下の3行目ぐらいにありますけれども、公文書専門官等を派遣する形の説明会ですとか、施設見学会を実施。

ロの方ではパンフレットを作成して、国の機関等に配布するというのでございます。その状況。

9ページ、ハで国立公文書館長会議等を通じた意見交換の状況というのが、その次の指標。

ニとしまして、アーカイブズ関係機関協議会ということで、その状況。

それから、研修会等に講師を派遣するというので、その状況。

へでございまして、情報誌でありますアーカイブズを発行してホームページ上で公開する。その状況。

それから、⑥が、利用者の利便性向上のための所在情報の提供でございまして、下から3行目ぐらいにありますけれども、歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」の内容の充実を図る、特に認知度を高める努力をするということで、その状況。さらなる情報内容充実についての検討状況。

⑦国際的な公文書館活動への参加・貢献ということで、国際公文書館会議(ICA)の活動状況、それ

から、国際アーカイブズの広報状況です。

10ページに移りまして、国際会議等への参加というのがiiでございますので、その状況でございます。

iiiで外国の公文書館等の交流状況というのが、その指標。それから外国の公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発信というのも、その状況が指標でございます。

⑧が調査研究でございまして、iの2行目辺りから読みますけれども、館職員の間で、研究連絡会議等を年12回以上開催する。

特にアーキビストとして公文書専門官、公文書研究官は、その成果をホームページ上で公開する。一番下にありますが、外部講師を招き、講義を受けるということで、それぞれの状況というのが指標としてございます。

11ページでございますけれども、iiで、研究紀要の「北の丸」というのがありますので、その内容の充実を図るということで、その状況。

iiiで、内閣府懇談会報告書で提言された中間書庫システムの構築について、検討することになっておりますので、その状況ということでございます。

次からは、アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供関係でございます。11ページの一番下にありますが、まずデータベースの構築ということで、アジア歴史資料の提供を受けて、特に外務省の外交資料館と防衛省防衛研究所について、提携時期の前倒しを引き続き促していくということがありますので、その状況。

12ページ、iiで資料の画像変換や目録作成等のデータベース構築作業というのがありますが、その状況。

一番下にありますが、20年度には公開資料を累計約1,750万画像に達することを目標とするとしておりますので、その状況。iiiの既公開データのさかのぼっての点検を重点的にということで、その状況。

ivでセキュリティーの維持、強化ということで挙げていますので、その状況。

②以下は、広報でございまして、スポンサーサイト広告とか、バナー広告、タイアップ広告など、いろいろなものについての実施状況。その他の広報ということで、実施状況が指標。

iiiでアジ歴サイト上の既存の特別展を充実・強化するとともに新たな特別展を立ち上げていく、その状況。

それから、一番下でセミナー、デモンストレーションを行うということで、その状況。

13ページ、今度は利用者の利便性向上のための諸方策ということで、iでありますけれども、国内外の類縁機関との交流とリンク網の拡充ですので、その状況。

iiで、国内の機関が保有する内容、所在の調査の継続。それから海外のアジア歴史資料所蔵機関との連絡ということでございますので、その状況。

iiiで、インターネットを通じたモニター制度による動向、ニーズということで、その分析も行いましてその状況について指標としています。

学生と若年利用者のニーズを踏まえたコンテンツの開発とアジ歴サイトの改良、その状況でございます。



す。

以降は、全体的なことに入りまして、「3」で予算でございますけれども、これは指標としては、予算、収支計画、資金計画に関する実績ですが、これが別紙で出されているということでございます。

「4」で短期借入金の限度額は1億円となっているんですけれども、その借入金の発生状況。

それから、重要な財産の処分に関する計画は、その見込みはございません。

14 ページに移っていただきまして、剰余金の使途ですが、発生しましたら、発生要因及び使途、管理状況でございます。

「7」がその他でございますけれども、施設整備に関する計画は、特にここにはございません。

それから人事に関しては、最後のところにありますけれども、適正な人員配置を行うということでその状況が指標でございます。

研修等に職員を積極的に参加させるということで、その状況。

最後になりますけれども、コンピューターの賃貸借契約について中期目標期間を超える債務を負担するというので、その契約状況ということでございます。

以上が資料4でございまして、夏に評価を行っていただくためのフォーマットの案でございます。

更に、こういった項目別の評価を踏まえた総合評価のためのフォーマットの案が資料5でございまして、ほとんど白紙でございますけれども、今御説明いたしました個別評価のフォーマットを埋めた結果を使って評価をしていただいて、更に総合評価を行っていただくという案でございまして、1ページ目からずっとございまして、2枚目の方に、Ⅱでその他の業務実績に関する評価。これは項目別評価では必ずしもしないんですが、1の業務運営の改善ですとか、利用実績等を事業の実施、職員能力開発等、Ⅲの法人の長等の業務運営状況。それから評価委員会等に、指摘事項に対する対応状況というのが加わってございまして、最後に総合評価をしていただく。こういうフォーマットでございます。

ここまでです。

○御厨分科会長 ありがとうございます。ただ今事務局の方から説明がございました、公文書館につきましては、契約の適正化とか、あるいは法人共通事項等についても、これからしっかりと対応していただいて、夏の年度評価において業務の実績報告をしていただくことになります。

委員の皆様も、これらの指摘事項等を踏まえて、厳しく評価を行っていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

今の課長からの資料8～10、それから3、4、5、資料11もございましたね。これらにつきまして御質問等ありましたらお願いをいたしまして、それで各委員からの御質問について、また、課長の方からお答えいただくことにしたいと存じます。それでは、どうぞ御自由に御質問等をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○野口委員 初めてなので、先生方の御存じのことばかり御質問してしまうかもしれませんが、先ほど御紹介いただいた資料4の4ページ目、評価項目のvii、③の上のところの第2次内閣府懇談会報告書というのは、最終報告書のことと理解すれば、よろしいでしょうか。

○福井管理室長 先生に来ていただいたものではなくて、もう一つ前の福田官房長時代の報告書が2つありまして、そのうちの2つ目という意味です。

○野口委員 わかりました。では、この間のものはまだここには、後から福井さんからお話があるのかもしれないませんが。

○市川政策評価広報課長 先ほど申し上げたのは、2ページ目の上から3つ目くらいの塊で体制整備の検討、これもフリークか。

○福井管理室長 実は先生にやっていただいたものは、施行が23年度になってくると思いますので、まだ今年の実績評価の中には出てこないということでございます。一応、21年度から手を付けるところはございますが、そこも21年度からですので、今回の実績評価にはまだ出てこないことになります。

○野口委員 報告書が出て早急に取り組むべき事項というのが幾つか挙げられていたので、それはどのような形で反映されるのか、されないのかというのが、お伺いしたかったんです。

○福井管理室長 あれは21年度から入ってきます。

○野口委員 わかりました。ありがとうございます。

もう一点なんです、同じ資料の9ページ目の評価項目の「へ」というところに出てくるアーカイブズという情報誌、私も読ませていただいて非常に勉強させていただいているんですけども、公文書館の方にお伺いする方がいいかもしれませんが、それと11ページに出てくる北の丸の位置付けが、この資料によると、アーカイブズの方は情報誌で、北の丸の方は、研究紀要だということなのですが、評価の指標にも関わってくるかと思しますので、例えば北の丸の方は、ジャッジが入っていると、入っていないとか、論文の取り上げ方がどうなって、編集委員会がどうなってという話を、もし、お伺いできることがあればお伺いしたいんですけども。

○村松国立公文書館次長 それでは、国立公文書館からお答えさせていただきます。

まず、「アーカイブズ」でございますが、情報誌というふうな左の評価項目に書いてあると思いますが、アーカイブズの方は特集号も含めて比較的発行回数が多い。それは、最新の情報、公文書館を取り巻く状況といったものをできるだけ広く皆さんに知っていただくということで、研修等でおいていただいた外部の講師の先生方の講演の記録ですとか、研究発表的にやっていただいた論文的なものも入れつつ、できるだけ機敏な情報提供に努めています。

北の丸については、1年に一遍の発行でございますので、こちらは研究紀要ということで、1年間の研究成果をじっくりご覧いただくのと「アーカイブズ」とはある程度使い分けはしているんですけども、従前の北の丸というのが比較的内閣文庫に係る資料の調査研究が多くございましたので、そのところは、館内の編集会議等において、今日的なテーマというものの例えば、電子文書の保存についてどうするんだというような論文も載せていくということで、一応の整理はしてございます。

○野口委員 ありがとうございます。前者の方は、今回の資料の評価項目だと、国とか地方公共団体に向けての方策というか情報提供のような位置付けになっているかと思うんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。それとも、広く一般に向けて情報発信するものでしょうか。

○村松国立公文書館次長 こちらはホームページでも載せていこうと、当然北の丸もそうなんですけれども公文書館にアクセスしていただいた方々にはできるだけ興味を引くような内容でということで、いわゆるアーカイブズの世界の方々だけではなくて、国民の皆さんにもご覧いただく。北の丸も関心のある方には、できるだけ読みやすくしていこうという努力はしているところであります。

○野口委員 私もまさに興味があって、一平民なんですけれども、アーカイブズをよく読んでいますので、そうすると若干評価項目でここに出てくるのが、これは中長期的な検討かもしれないんですけれども、位置付けがちょっと狭いかなと。つまり、国、地方公共団体に向けての情報発信という意味では勿論なんですけれども、より広い意味で、公文書館でこういうことをやっていますということを広報する重要なツールだと考えられますので、どこに置くかと言われると難しいんですけれども、もう少し評価の対象にいろんなどころに出てきてもいいのかなという気が若干いたします。済みません。ありがとうございます。

○御厨分科会長 今、最後に言われました点ですけれども、要するにアーカイブズの評価の項目については、もう少し広がりを持った項目のところよろしいのではないかという御意見だったと思いますが、さて、それはそうとして具体的にそういうところがあるかどうかということがありまして。

○野口委員 ここに出てくるのは間違いのないと思うんですけれども。

○御厨分科会長 もう少し広げようという御意見だと思うんですが、どうしますかね。多分、今、ここですぐこっちがいいかと。

○村松国立公文書館次長 補足的に御説明させていただきますと、左側が中期計画、2番目が20年度の年度計画ということで国立公文書館の方で20年度に行うべき計画として立てたもの、そのそれぞれの項目について評価をいただくということとなっております、アーカイブズの年度計画というのは、この項目のところに出てきているということの位置付けになっております。

○野口委員 はい。変えてほしいということではなく、ここだけにとどまらないでもう少し将来的には、例えば、国民利用者の利便性向上という意味もあるかもしれないしという御趣旨です。

○村松国立公文書館次長 それから、5ページのところにも、幅広い利用を図るための積極的な広報ということで、情報誌のアーカイブズについては、広報ツールという少し語弊がありますが、そういった刊行物の1つとして位置付けてホームページで最新情報の提供という観点からアーカイブズ等の刊行物を積極的に紹介するということとしております。

○野口委員 ありがとうございます。

○御厨分科会長 いろいろと御指摘いただきましてありがとうございました。では、その精神でということでもよろしゅうございましょうか。

ほかに御質問ございますでしょうか。

外園委員。

○外園委員 今、野口委員がおっしゃられた最終報告書ですね。平成23年度から実施するというのは、最終報告はそうでしょうけれども、今の野口委員の御意見によりますと、早急に取り組めるものは取り組めというような内容があるらしい。

そうすると、古い一次、二次も勿論ですけれども、もし取り込めるものは、実績や評価の中に入れてらどうですかね。今すぐできないにしても、そう当たり障りのないもので、実施できるものは少し公文書館で考えて、それでできる。無理に2年間待つ必要もないじゃないですか。

○村松国立公文書館次長 国立公文書館は、主務大臣から示された中期目標に基づいて中期計画を立て、更に年度計画を立てていくという、運営になっておりまして、最終報告に基づいて早急に取り組むべきことをやりなさいという御指示があって、中期計画を変更し、できるところを年度計画に落とし込

んでやるということが順序なんではないかと思うんですけれども。

勿論それで館が全くやらないということではなくて、既に有識者会議の報告をいただいて、取り組んでいるものもありますが、それが直ちに20年度の評価ということで結び付くのかどうかということでありませう。

○市川政策評価広報課長 今、20年度ですね。やっていることはどんどん取り込んで、これからここに実績を書き込んでいただくんですけれども、そういうことは可能なわけでございます。

○外園委員 ですから、文言として、最終報告書の23年度からという、そこまで書かなくても、最終報告書で指摘されたこの項目についてはここまでやったとか、あるいは平成21年ではここまでできたとかというようなことは少し書いてもいいんじゃないかと思えます。そうすれば、あなたが言われたように、ここでどうしろ、こうしろではなしに、さっと触れられたらいいかなということですよ。

○村松国立公文書館次長 わかりました。20年度の業務実績報告書の方には、年度計画あるいは中期計画とは別の次元で、20年度にこういったことに取り組んだという報告内容の記載はさせていただきたいと思えます。

○外園委員 それで十分だと思います。

○御厨分科会長 そうということで、23年度、本当は結構遅いんだね、そこからスタートするとね。大体どうということが要請されているかというのは何となくわかるから、それに関しては、やや先取的に、この辺までやっていますよというのを、別に23年度報告書というのを挙げないまでも、そういうのがわかるような実績報告というようなものになればいいということだと思います。では、そういうふうにさせていただきます。

ほかに、御意見ございますでしょうか。いかがでございますしょう。

よろしく申し上げます。

○大隈分科会長代理 済みません、ちょっと教えていただきたいんですけれども、忘れてしましまして、資料5の総合評価表なんですけれども、2番以降については、何か御説明をいただけていたんですか。今の資料3、4のような評価表のようなところに書いていただくのではなくて、例えば、3番の法人の長等の業務運営状況ということで、1年間の館長さんとか、こういうことされたとか、別紙で何かこれはいただいていたんでしょうか。

○村松国立公文書館次長 これは、私どもが、7月にお示しします業務実績報告書、相当分厚いものがございますが、その中に取り組んだことというものを網羅的に書いております。それには法人の長はどういうことをやったとか、あるいは業務運営上どう取り組んだというようなこと、研修の状況ですとか、細かく記載させていただいておりますので、それをご覧いただきながら、総合的に評価委員会の先生方に、ここで記述して評価していただくということでございます。

○大隈分科会長代理 そうでした。思い出しました。

○市川政策評価広報課長 この資料の左側のところに若干エッセンスが、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳについては、エッセンスらしきものは書いてある。

○外園委員 いや、これを記載するのは先生方ですので。

○大隈分科会長代理 思い出しました。どうもありがとうございます。

○御厨分科会長 1年に一遍なので忘れてしまいまして、我々も忘れまして。この総合評価表というのは、結構記述式になっておりまして、書くことがいっぱいありそうで、これを埋めるのはまた大変ということで、やるときには、そんな思いがするところですけども、これは非常に各委員の評価が素直に出るところだというふうに私も思っております。

よろしゅうございましょうか。ほかに御質問でも御意見でも何でも言っていただけると、今日は、そういう意味ではたたき台をクリアーするときなので、小町谷委員、何かございますか。

○小町谷委員 ちょっと遅れてきて申し訳ございません。今、前年度との違いの部分が、今把握していないという点で少し意見があれなので、今、特別さっと見た限りではございません。

○御厨分科会長 わかりました。ほかに特にございませんでしょうか。

それでは、今日御審議いただきました項目別評価表案及び総合評価表案につきましては、一応分科会としては決定することにさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○御厨分科会長 ありがとうございます。

次は、公文書館の中期目標期間終了時における組織、業務全般の見直しのための取組みについて、これも事務局の方から説明をお願いいたします。

○市川政策評価広報課長 では、説明させていただきます。現在の中期計画でございますけれども、平成17年度から平成21年度までの計画でございます。

ということでございまして、来年、22年の3月末に中期計画が終了するということでございます。中期計画が終了の際、どういうふうな手続が進められるかといいますと、資料6という縦長の1枚紙を出していただければと思うんですが、これは中期目標期間終了時に向けた独立行政法人見直しの手続の流れなんですけど、まず、仮評価を今年の夏に評価委員会の方でやっていただくというのが通例になっております。

それで、中間目標期間最終年度の8月において、各評価委員会の意見を踏まえて、予算を要求して、10月になって総務省の政独委で見直しの勧告の方向性等について指摘があり、主務大臣はそれを踏まえて見直し内容を検討して、11月ごろに、与党・査定当局は、ヒアリング・調整等を行って、それから政府行革推進本部において、12月に決定して、1月から3月に新たな中期目標等を策定するんですが、1月から3月までの中期目標・中期計画を策定する際に、評価委員会の意見を聴くということになっております。

実は、中期目標の終了時の業務というのは評価委員会に、規定上はなっているんですけども、まず、担当の分科会において年度評価と併せて、中期目標期間の仮評価の原案をまず作っていただいて、それを評価委員会で審議決定するという進め方の方が合理的ではないかということで、これまでそういう方法でやっております。

どういうふうな仮評価を行っていただくかというのが、資料7でございますけれども、ご覧いただければと思うんですけども、これが中期計画の仮評価のためのフォーマットでございまして、先ほどの年度ごとの総合評価の表のフォーマットをベースに作成しておりまして、例えば業務運営の効率化ですとか、国民に対して提供するサービス、予算、短期、人事ときて、2ページ目になりますと、Ⅱ、Ⅲも、先ほどの

年度ごとの総合評価と似ていると思うんですが、最後の〇でございますけれども、主要事務事業や組織の在り方についての意見、これが主務大臣の意見ということで書いていただくというのが、大きく言えば、先ほどの総合評価表との違いでございます。

委員の皆さんの御意見を伺った上で、2月25日に評価委員会にこのフォーマットをお諮りして、そこで決定されれば、夏にこのフォーマットで、中期目標の仮評価を行っていただくということになります。

○御厨分科会長 今、御説明をいただいたとおりでございますまして、25日の評価委員会に、仮評価の原案ということで諮られることになっております。

何か御質問等ございますでしょうか。いかがでございますか。要するにこれが出るわけですね。

○市川政策評価広報課長 はい。評価委員会を通じて主務大臣が各府省評価委員会の意見を踏まえてという際の意見になります。

○御厨分科会長 小町谷さん、どうぞ。

○小町谷委員 この表自体が出るということなんですか。

○市川政策評価広報課長 このフォーマットでよろしければ、この夏に評価を書いていただいて。

○小町谷委員 今度の夏ということですね。

○市川政策評価広報課長 今度の夏です。今回はあくまでこういったフォーマットでよろしいかということだけで、作業準備ということでございます。

○御厨分科会長 だから、これを今度の評価委員会にお諮りをする。それで決まったら、これで今度は分科会でということになります。

○小町谷委員 わかりました。仮評価は夏ということですね。

○市川政策評価広報課長 そうです。

○御厨分科会長 ほかにいかがでございますか。お願いします。

○大隈分科会長代理 2番の国民に対して提供するサービスのところで、体制整備の検討というのは、資料7の中期目標だと消えてしまうということなんですか。今、資料5と見比べていたんですけれども、こちらの年度ごとのだと、2番のところの(1)で体制整備の検討というのがあるんです。資料7の方だと、それが消えているようなんですけれども、これは中期目標だと何か消える理由というのはあるのでしょうか。

○事務局 これはフォーマットでございまして、実績報告を受けて、それで、2の(1)の欄の中に入ってくるということでございます。結果としては、そこに入ってくるということになります。

○大隈分科会長代理 最初の段階だとまだ入らない。

○事務局 はい。これは前回使用しましたときのフォーマットでございまして、それを今回お示したということでございます。

○市川政策評価広報課長 確かに、最初から入れておけばよかったんですが、ちょっと抜けていましたね。中期計画にはそういった項目も、勿論入れてありますので。

○御厨分科会長 ほかにいかがございましょうか。

それでは、以上で本日予定をいたしました案件はすべて終了いたしました。それでは、事務局から今後の予定について説明をよろしく願いいたします。

○市川政策評価広報課長 では、資料 12 をご覧いただければと思います。まず、分科会の方の予定でございますけれども、先ほど申しましたとおりに、2月は今回やっていただきましたので7月と8月に分科会を2回開催していただいて、まず第1回目の分科会でございますけれども、本日は御審議いただきました年度評価の方の項目別の評価のフォーマットに、公文書館が実績を記入して自己評価を行います。

この結果について7月中に1回目の会合でヒアリングのための分科会を開いていただきまして、そこでそれをヒアリングしていただく。

開催場所については公文書館の説明資料等の準備を考慮しまして、例年どおり公文書館、北の丸の方で開催することを考えております。

それから、夏の2回目の分科会でございますけれども、1回目のヒアリング後、それを基に各委員から評価及び意見を提出していただきまして、それを事務局でとりまとめて、7月下旬から8月にかけて分科会を開いていただきまして、20年度の業務実績評価と中期目標期間の仮評価の案を決めていただくということで分科会を開催させていただきたいということで、今度は内閣府の会議室を予定しております。

それから、本体の方の評価委員会の開催予定でございますけれども、2月25日の16時からでございます、これは沖縄機構が、期間切れますので、その中期目標案について御審議いただくということをやるとともに、先ほどの仮評価のフォーマット、本来は評価委員会の仕事なんですけれども、分科会の方で、仮評価を出しますという扱いを図ることになります。

それから、3月5日の13時半から、沖縄機構の中期計画案、これを審議いただいて、御意見をいただくということで予定されております。

その後、評価委員会自体については8月まで予定がございまして、8月の評価委員会では、各法人の年度評価についての各分科会からの報告。

それから、沖縄機構、中期目標も3月で切れますので、終了後の実績評価、それから公文書館について仮評価案を評価委員会に出していただいて、評価委員会の方で、主務大臣への意見等を出していただくという予定でございます。

もしよろしければ、公文書法案、担当の室長が来ておりますから、予定と申しますか、進捗状況も御紹介させていただければ、よろしく願います。

○福井管理室長 公文書管理法案といっていますが、恐らく正式名称はもう少しだけ長いものになると思います。公文書等の管理に関する法律というような名前になると思うんですが、これについて御報告させていただきます。

先週からいわゆる与党手続に入っております、明日2月24日に自民党の最終意思決定機関であります政策審議会と総務会にかける予定でございます。

もう一つ与党であります公明党の方に今週広範に手続を行うということになっておりまして、両方で自民党の方と公明党の方で特に問題がなければ、3月3日、来週の火曜日に閣議決定をして、早ければ即日になりますが、国会の方に提出をするという予定であります。

法案の中身なんです、野口先生には重複になってしまうかもしれませんが、公文書の管理等に関する法律ということで、各省や内閣総理大臣の条もかなり書き込んだ、三十数条の新法を考えております。

すが、その中で国立公文書館については、幾つかの重要な改正を行おうと考えております。

1つは、各省との関係ですが、国立公文書館につきましては、現在では各省が保管期間を終えた文書について、これを受け入れる、いわゆる移管するという仕事をしているわけですが、今回の改正で、各省が現実に使っている現用文章の補完について実施調査をすとか、あるいは内閣総理大臣等への助言をすという機能を入れようと思っております。要するに現用文書についての権限を、今回付け加えようと思っております。

それから、各省との関係ではもう一つ、現在では各省から文書が現用でなくなる時に協議という格好で文書を移管していただいておりますけれども、今回の改正で、各省が文書をつくって、それほど経たない期間、1年ぐらいをイメージしておりますけれども、その間に国立公文書館に移すべき文書はどうかを選定してもらって、それについて、国立公文書館の方も各省が保管している間に整理をいたしまして、これはもらう、これはもらわないというものを整理して最後に各省から文書をもらうときには、今のようない閣総理大臣を介する仕組みを改め直接各省から移管をされるという仕組みに改めようと思っております。

それと、先ほども出ました平成15年の官房長官懇談会以来の宿題であります中間書庫について各省から国立公文書館が委託を受けられるという形で所掌事務を突っ込もうと考えております。

以上が各省との関係なんです、各省以外についても、1つは独立行政法人です。ほかの独立行政法人の文書も、今回改正で受け入れられることにしようと思っております。

それから、独立行政法人以外の民間にあります文書についても寄贈を受けられる権限を設けようと思っております。

ただ、立法府、司法府との関係については、有識者会議の方では、協議機関の設定などを御提案いただいたんですが、これについては3権の分立の関係から、内閣の提出法案としてはかなり難しいのかなということで、今回、立法府・司法府との関係は、従来と同じ形になっております。

これを受けまして、国立公文書館の法人の形態につきましても、独立行政法人のままで今回、内閣提出法案をつくらうと考えております。

もう一つ、今回の法案の中で、公文書管理委員会という名称のいわゆる各省でいう8条機関、審議会を設けて、公文書の基準等をここで決めてもらおうと思っておりますが、独立行政法人の国立公文書館の評価につきましては、従来どおりこの法案どおりでいけば、またこの評価委員会の方でお願いすることになりますので、よろしくお願いたします。

もう一つ、先ほどございました施行の関係なんです、1つは、各省の準備期間がかなりかかるということで、施行自体は23年度からと考えておりますが、その前に国立公文書館の中期目標を、先ほど出しておりましたけれども、22年度から直していかなければいけないということで、今年から中期目標の確定に向けた作業に入らなければいけない。予定では3月に法案を提出して通常国会の間に法案を整理させていただければ、夏の中期目標の議論の中にそれを反映できるかなと考えておりますが、国会情勢等によりまして、また、御相談しなければいけないことが出てくるかなと思っております。

とりあえず、現状は以上です。

○御厨分科会長 御質問等ございますか。



どうぞ。

○小町谷委員 先ほど現用文書に対しての公文書館が調査なのか、聞き合わせなのか、何かする権限があるというようなことがありましたが、具体的にはどのようなものなのでしょうか。

○福井管理室長 現状はないです。今度つくろうと思っておりますのは、各省から、1年間でこんな文書がこれだけできましたと。これについて、将来公文書館に移管しようと思っておりますというのと、これはもう捨てさせていただこうと思っておりますというのを一応分類してもらって、毎年内閣総理大臣に報告してもらおうと思っております。内閣総理大臣はそれを受けると、国立公文書館の方でそれをチェックしてもらって、各省の報告どおりでいいのかどうか。もし、各省の報告でよくわからないところがあったときに実地調査をするという権限を今回入れようと思っております。

更に、各省庁について、その判断を変えてもらうために、最終的な権限としては、内閣総理大臣の勧告権というのをつくろうと思っております。これにも公文書館にかんでもらおうというのが、今の構想です。

○御厨分科会長 よろしゅうございますか。いずれにせよ、政治の状況が、あのような状況ですから、うまくいくといいですね。こういうのは本当すつと載せてほしいと思いますけれども、なかなか難しいかもしれません。よけいなことを申しました。

とにかく着々と進んでいるということで、状況としては、これがもし決まっていけば非常によろしいというふうに私は思います。

さて、以上をもちまして本日の分科会を終了させていただきます。7月、8月に例によって評価を予定しておりますが、今回は仮評価が追加をされるということでございまして、例年に比べて評価にちょっとお時間をいただくことになるかと思えます。公文書館の担当の方または委員の皆様におかれましては、これについての対応につきましてよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、本日はどうもありがとうございました。